

# 春江町サッカースポーツ少年団育成会規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本育成会は、春江町サッカースポーツ少年団育成会(以下「育成会」という)と称する。

### 第2条 (目的)

育成会は、春江町サッカースポーツ少年団の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1)春江町サッカースポーツ少年団の活動目的達成のための育成援助
- (2)春江町サッカースポーツ少年団が参加する交流会活動、大会参加への援助
- (3)指導者の資質向上のための援助
- (4)広報活動
- (5)会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6)その他スポーツ少年団育成の必要な事項

## 第2章

### 第3条 (構成)

育成会は、春江町サッカースポーツ少年団の保護者及び本スポーツ少年団の目的に賛同する個人、団体をもって構成する。

## 第3章

### 第4条 (役員)

本団に次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 2名
- 3、理事 若干名
- 4、会計 1名
- 5、監査 1名

### 第5条 (選出)

前条の役員は、育成会員の互選により選出する。

### 第6条 (任務)

- 1、会長は、育成会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
- 3、理事は、会長・副会長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。
- 4、監査は、育成会の会計を監査する。

### 第7条 (任期)

役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠役員の仕事は、前任者の在任任期とする。

## 第4章

### 第8条(会議)

育成会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集してその運営にあたる。

## 第5章

### 第9条(会計)

育成会の会計は、育成会会員の納める会費、寄付金、その他を持ってこれにあてる。

育成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

団員は、年間の活動負担費用を下記の通り年2回の総会時に半期分(前期・後期)を前納する事とする。

会費 6年、5年、4年、3年 1,000円/月      2年、1年 500円/月

年会費 6年、5年、4年、3年 4,000円/半期      2年、1年 2,000円/半期

また、期中入団者は入団翌月分の会費から徴収する。

但し、年会費は全額徴収するものとする。

尚、一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いては返金しないものとする。

## 第6章

### 第10条(規約改正)

本規約改正は、総会の出席者の3分の2の賛同を得なければならない。

本規約は、育成会会員及び指導者の過半数の同意を以って改正する事ができる。

なお、有事の際には代表指導者の判断にて臨時総会を招集し、育成会会長、副会長及び会計各1名、代表指導者・事務局員及び監督各1名の同意をもって改正する事ができる。

### (附則)

本規約は、昭和62年5月15日より施行

本規約は、平成5年4月24日改正

本規約は、平成8年4月19日改正

本規約は、平成14年4月19日改正

本規約は、平成17年4月23日改正

本規約は、平成19年4月27日改正

本規約は、平成30年5月1日改正

本規約は、令和2年10月1日改正